

# 白馬村小規模事業者経営改善資金 利子補給補助金交付制度のご案内

白馬村では、村内における小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）をご利用の事業者の方に、利子の一部を補助する利子補給補助金を交付しています。

補助金の申請手続きについては、白馬商工会を通してお申し込みください。

## 【マル経融資とは】

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、商工会の推薦により、無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる、国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。

## 交付対象者

- ▶ 村内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する法人であること。
- ▶ 白馬商工会の推薦を受け、平成26年4月1日以降にマル経融資を受けた者で、現に当該融資にかかる利子の支払いを行っていること。
- ▶ 村税、分担金、使用料、加入金、手数料等を滞納していないこと。

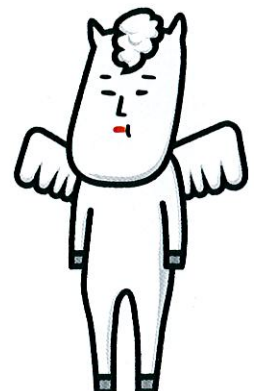
## 補助金の額

補助金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に公庫に支払ったマル経融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息を除く）の合計額の2分の1以内とする。

## 交付対象期間

補助金の交付対象期間は、約定利息の支払の1回目から24回目までとする。

詳しくは白馬商工会までお問い合わせください。



ヴィクトワール・シュヴァールブラン・村男Ⅲ世